

●医療DX推進体制について●

【当院は患者様の情報を取得・活用して質の高い医療の提供に努めています】

- ① 当院はオンライン請求を行っております。
- ② 医師等が診療を行う診察室等においてオンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- ③ 利用についてのポスターを掲示しマイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供出来るように取り組んでいます。
- ④ 電子カルテ情報共有サービスの導入検討を含め、医療DXにかかる取り組みを実施しています。

●医療情報取得加算について●

【当院は正確な医療情報を取得するため下記の体制を実施しています】

- ① オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ② 診察の際は受信歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

●一般名処方と長期収載品の選定療養費について●

【令和6年10月1日から診療報酬改定により先発医薬品に特別な料金がかかる場合があります】

- ① 現在、医薬品の供給が不安定な状況となっていることから保険薬局で処方する際に銘柄によらず調剤できるよう、一般名で処方箋を発行させていただく場合があります。
- ② 後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬を、先発医薬品（長期収載品）の処方で希望される場合は選定療養に該当し特別な料金を保険薬局でお支払いいただきます。
- ③ 「特別な料金」は先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金です。
- ④ 「特別な料金」は課税対象であるため、保険薬局では消費税分を加えてお支払いが必要です。
- ⑤ 先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は特別な料金は要りません。
- ⑥ みなさまの保険料や税金でまかなわれている医療保険の負担を公平にし、将来にわたり医療保険財政の改善に向け国は価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除きより価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合は「特別の料金」としてご負担をお願いすることになりました。これにより当院や保険薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますのでご理解とご協力をお願い致します。